

秋田市総合計画・地方創生懇話会設置要綱

〔令和2年5月12日〕
市長 決 裁

(設置)

第1条 秋田市総合計画ならびにまち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づく地方人口ビジョンおよび市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合計画等」という。）の策定にあたり、秋田市総合計画・地方創生懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 総合計画等の策定に関する助言および提言を行うこと。
- (2) その他総合計画等の策定に必要な事項に関すること。

(組織および委員)

第3条 懇話会は、会長、副会長および委員をもって組織する。

- 2 委員は、市長が委嘱する。
- 3 委員の定数は、18名以内とする。
- 4 委員の任期は、委嘱の日から令和3年3月31日までとする。

(会長および副会長)

第4条 懇話会に会長および副会長を置く。

- 2 会長は、委員の中から互選し、副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、懇話会の会務を総理し、懇話会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、市長が招集し、会長が議長となる。

(分科会)

第6条 懇話会の所掌事務について、詳細かつ具体的な検討を行うため、次に掲げる分科会を置く。

- (1) 産業振興・雇用づくり分科会
- (2) 地域資源活用・魅力向上分科会
- (3) 子育て・健康長寿分科会

2 分科会の委員は、各6名程度とする。

3 分科会の委員は、懇話会の委員の中から市長が指名する。

4 分科会には、分科会長を置き、会長が指名する。

5 分科会長は、分科会を代表し、分科会の運営および意見の調整等に努めるものとする。

6 分科会長が欠けたとき又は分科会長に事故があるときは、当該分科会の委員の中から分科会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(事務局)

第7条 懇話会および分科会の事務局は、企画財政部企画調整課および人口減少・移住定住対策課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年5月12日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。